主 被告人を懲役6年4月に処する。 未決勾留日数中300日をその刑に算入する。

(犯行に至る経緯)

被告人は、昭和51年4月に弁護士となり、大阪で勤務弁護士として就労した後、昭和53年3月、A1弁護士会に登録替えをし、奈良市内にB1法律事務所を開設し、独立して弁護士業を始めたが、当初はお盆や年末年始にも休みをとらず、弁護士会の事務局に顔を出し、相談に来た客から事件を受任するなど、熱心に弁護士業務を行い、そのため、客が客を呼ぶといった状態で依頼を受ける仕事も増えていき、昭和57年には、月の粗利益が100万円、貯蓄額も1000万円を超えたことなどから、金融機関から約500万円を借り入れて高級住宅街であった。10万円に自宅を購入するなど、弁護士業務も順調であった。また、昭和58年ころには、顧客からの誘いをきっかけに奈良市b1のラウンジなど歓楽街で遊ぶように、明和60年ころには、京都市内のc1でお座敷遊びをするようにまでなったが、このころ糖尿病を発病し、平成元年ころには、これら歓楽街での遊興をやめ、代わりに、ゴルフに入れ込むようになった。

このように、平成元年ころまでは、被告人の仕事量も収入も増え続け、社団法人 C1協会を始めとする顧問契約先も20件以上獲得し、被告人が弁護士になったと きからの念願であった1億円の預金額を有することも達成し、金融機関から土地購入資金及びビル建築資金として約1億5000万円を借り入れて、平成2年1月には、A1弁護士会の弁護士で初めて自己所有のビルに事務所を開設するなど順風満年金や弁護士報酬といった弁護士が自由にその金員を使うことのできる口座と、有る本の預り金を入金し弁護士といえども自由に使うことのできない口座とを分離ため、これら預り金を入金している口座から事務員に指示をして引き下の出金も、これら預り金を入金している口座から事務員に指示をして引き下めたり、事務所内の金庫に入っていた現金を持ち出して使ったりするなど、弁護士業務の経理と個人的な使途金とを区別せず使っていた。

ところで、被告人は、昭和55年に付き合いでゴルフ会員権を購入したことをき っかけに、その後も知人らから勧められるがまま複数のゴルフ会員権をローンを組 んで購入し、かねてから、奈良で生活する者のステイタスシンボルと考えていたD 1ゴルフ倶楽部に、同クラブの入会資格である40歳になったら入会することを望 んでいたところ、その年齢を迎えた平成元年、被告人は同クラブの株式を6000 万円で購入し、入会を申し込んだが、同クラブからは入会を認められなかった。そ こで、被告人は、同クラブに入会できるよう実績を作ろうと考えて、同クラブ系列 会社等のゴルフクラブ会員権を、2000万円、6000万円といった値段で買い 始め、平成3年には、消費者金融から1億円を借り入れ、同金員でD1ゴルフ倶楽部の株式を購入し、念願の同クラブの会員となることができたことから、ますます ゴルフにのめり込むようになり、被告人のゴルフ好きを知った顧客や取引銀行か ら、更にゴルフ会員権の購入を勧められても、投機や投資をするつもりはなかった のに、断りきれずに勧められるまま、数百万円から数千万円もの複数のゴルフクラ ブの会員権をローンで購入していき、他方で、被告人は、ゴルフ熱が高じるにつれて仕事はおろそかになり、時には放置することもあった。また、上記ビルを取得したころには、常勤の事務員を4名抱えるに至っていたが、ある事務員とのトラブル から、同人及びその事務員が加入した労働組合の要求されるまま人件費を引き上げ たため、毎年、他の事務員の給与も、その均衡上、引き上げざるを得なくなり、事 務員の人件費だけで事務所経費の5割から6割を占めるなど、事務所経営を逼迫す るようになっていた。

そして、平成5年ころから、長引く不況のため、被告人の仕事は減り始め、事務所経費や借金の返済に悩むようになり、平成6年ころからは、少しでも多くの事件を受任でき、依頼者も事件を依頼しやすいようにと考えた結果、着手金は取らず、受任した事件が成功して経済的利益が出た場合に、その何割かを報酬としてもらうといった成功報酬制を導入するようになった。しかし、成功報酬制では事件が終結するまで金銭を得ることができなかったので、資金を預かるための口実として、被告人は、顧客に対し、供託金名目で多額の金員を預かることができる保全処分を、その必要性や有効性を検討することなく勧めるようになるとともに、事件の詳細を検討することなく相談者から安易に依頼を受け、法律的に無理があると思われた事

件等を数多く受任することにもなり、依頼者の満足する結果が得られないことを被告人自身認識していたため、いきおい事件を放置することも増え、ますます報酬を得ることができなくなっていった。平成7年ころからは、被告人の所有する自宅やビル等不動産の価値も下落しており、不動産の担保価値が融資残高を割り込むようになっていたこともあって、金融機関から融資を受けることも難しくなり、企業も不景気から被告人との顧問契約を解除するようになったため、被告人の収入は、更に減少していった。平成9年には、金融機関から融資額の見直しもほのめかされたことから、被告人は、事務所の売上げの粉飾決算までするようになった。

平成10年ころには、ゴルフ会員権購入のための借入金として2億7000万円以上の負債を抱え、その返済だけで毎月230万円以上の、また、多額の生命保険に加入していたことから保険料の支払で毎月100万円以上の金員が必要となり、その他自宅及び上記ビルの建築費用等のための借入金を含めて金融機関に毎月合計で約500万円を返済しなければならなかったが、金融機関からは、これ以上融資を受けられる状態ではなかったため、被告人は、精神的に追いつめられ、仕事が手に付かなくなり、更にゴルフや酒食に逃避するようになっていった。このため、土日はもちろん、平日にもゴルフをするようになり、そのゴルフ代だけで月15万円から20万円ほどを費やし、また、高級割烹料亭や寿司屋等による外食も週に3日から5日にのぼり、その支払も月100万円以上になり、更に経済的な苦境に立つようになっていった。

(罪となるべき事実)

被告人は、奈良市 d 1 町 e 1 番地所在の B 1 ビルに事務所(以下「B 1 法律事務所」という。)を置き、弁護士業務に従事していたものであるが、第1(平成14年4月10日付起訴分及び同月30日付起訴分)

E1から委任を受け、F1株式会社ほか2名に対する700万円の貸金返還請求事件に関し、その訴えの提起、追行及び弁済金の代理受領等の弁護士業務に従事していたところ、

1 上記訴訟事務の委任を受けたことに乗じ、保全命令の担保金費用名下に金員を詐取しようと企て、平成10年7月24日ころ、B1法律事務所において、E1(当時62歳)に対し、保全命令の申立てをする意思がないのにこれがあるかにるうに装い、かつ、受領した金員は直ちに自己の用途に費消する意図であるのにその情を秘し、「裁判に勝訴した後、早く確実に貸金を回収するためにはあらかじめ保全処分の申立てをして保全処分を受けておく必要があります。」、「保全処分を受けるための供託金として使いますので、300万円を私に預けてください。裁判に300万円をでして使います。」などと嘘を言い、同人をして、被告人の申立てをして、被告人が上記貸金返還請求事件に関し、保全命令の申立てをし、上記300万円をその担保金として供託所に供託するものと誤信させ、よって、同月28日、奈良県桜井市e1内f1番地のg1所在のh1農業協同組合i1支下、同月28日、奈良県桜井市e1内f1番地のg1所在のh1農業協同組合i1支下、同月28日、奈良県桜井市e1内f1番地のg1所在のh1農業協同組合i1支下、同月28日、奈良市j1町i1番地のg1所在の「株式会社11年、長1をして、奈良市j1町i1を地のg1所在の「株式会社11年、長1をして、奈良市j1町i1を地のg1所在の「株式会社11年、長1をして、奈良市j1町i1を地のg1を振込送金させ、もって、人を欺いて財物を交付させた、

2 平成12年2月28日, 同市o1p1丁目q1番r1号所在の株式会社s1銀行a1支店(以下「s1銀行a1支店」という。)に開設した被告人名義の普通預金口座にF1株式会社代表取締役G1からE1に支払われる債務の弁済金581万円の振込送金を受け、これを同人のため業務上預かり保管中、同年3月1日、同支店において、ほしいままに、自己の用途に充てるため、事務員のH1をして、同口座から出金させて着服し、もって、これを横領した、第2(平成14年5月29日付起訴分の第1)

I から,同人が J 1 信用保証協会から訴えられた求償金請求事件についての訴訟事務の委任を受けたことに乗じ,預り金名下に金員を詐取しようと企て,平成 1 3 年 1 0 月 9 日ころ,B 1 法律事務所において,同人(当時 5 6 歳)に対し,J 1 信用保証協会から同人の預金等の財産が差押えを受けるおそれはなく,同人から金員の交付を受けてもこれを同人のために保管する意思がないのにこれあるかのように装い,かつ,交付を受けた金員は直ちに自己の用途に費消する意図であるのにその装い,かつ,交付を受けた金員は直ちに自己の用途に費消する意図であるのにその情を秘し,「このまま放っておくと差押えを受けますよ。預金を今すぐ解約して私で、で、1 などと嘘を言い,同人をして、その旨誤信させ,同月 1 2 日,同事務所において,同人の妻である K 1 をして,現金 3 K 1 K 8 0 0 0 0 円を交付させ,もって,人を欺いて財物を交付させた,

第3 (平成14年5月29日付起訴分の第2)

L1から,賃貸借契約に基づき同人所有の奈良県橿原市 t 1 町 u 1 番地所在のマンションの居室に入居していた賃借人M1ほか6名に対する賃貸借契約解除及び住居明渡交渉等の法律事務の委任を受け,その弁護士業務に従事していたところ,平成13年11月6日,奈良市 v 1 町 w 1 番地 x 1 所在の当時の株式会社 y 1 銀行 z 1 支店(以下「y 1 銀行 z 1 支店」という。現在の「株式会社 a 2 銀行」)に開設した被告人名義の普通預金口座にL1から上記賃借人7名に交付すべき返還保証金及び転居費用の支払資金として572万円の振込送金を受け,これをL1のために業務上預かり保管中,そのころ,同支店において,ほしいままに,自己の用途に充てるため,同口座から出金して着服し,もって,これを横領した,第4(平成14年6月25日付起訴分の第1)

N1から、同人が伯母O1から遺贈を受けたことに関して法律相談を受けたことに乗じ、金員を詐取しようと企て、平成13年9月25日、B1法律事務所において、N1(当時55歳)に対し、遺贈の意思表示を有効とするために裁判所に供託する制度はなく、同人から金員の交付を受けてもこれを同人のために保全するに表がないのにこれあるかのように装い、かつ、同人に対し、「伯母さんの意に費消する意図であるのにその情を秘し、同人に対し、「伯母さんの意思のの用途に費消する意図であるのにその情を秘し、同人に対し、「伯母さんの意思がないたのなら、本来ならその時点があります。ために裁判所に供託する必要があります。伯母さんの意思があった時点で1000万円の預金が残っていたのなら、本来ならその時点がでであった時点で1000万円を供託する必要がありますが、現時点で10万円を供託する必要があります。」などと嘘を言い、N1をして、その旨誤信させ、同月26日まします。」などと嘘を言い、N1をして、その旨誤信させ、同月26日ました被告人名義の普通預金口座に800万円を振込送金させ、人を欺いて財物を交付させた、第5(平成14年6月25日付起訴分の第2)

P1から、Q1らに対する損害賠償請求事件の処理及びP1が奈良税務署長から所得税の加算税の賦課決定を受けたことに対する対応等の法律事務の委任を受け、その弁護士業務に従事していたところ、平成10年3月4日、B1法律事務所において、P1から加算税の納付資金として現金300万円の交付を受け、これを同人のために業務上預かり保管中、同月6日ころ、ほしいままに、自己の用途に充てるため、着服し、もってこれを横領した、第6(平成14年6月25日付起訴分の第3)

上記P1から委任を受け、R1に対する1705万2000円の損害賠償請求事件に関し、その訴えの提起、追行及び和解金の代理受領等の弁護士業務に従事していたところ、平成13年11月16日、y1銀行z1支店に開設したB1法律事務所弁護士被告人名義の普通預金口座にR1からP1に支払われる和解金800万円の振込送金を受け、これを同人のため業務上預かり保管中、そのころ、同支店において、ほしいままに、自己の用途に充てるため、同口座から出金して着服し、もって、これを横領した、

第7(平成14年6月28付起訴分)

U1から、同人と同人の妻V1との離婚調停事件等についての法律事務処理の委

任を受けた際,U1から,同人が自宅を新築した際,その費用の一部をV1の両親が負担した旨を聞くや,預り金名下に金員を詐取しようと企て,平成13年7月21日ころ,B1法律事務所において,U1(当時48歳)に対し,同人からるからうにを受けてもこれを同人のために預かり保管する意思がないのにこれあるかのように装い,かつ,交付を受けた金員は直ちに自己の用途に費消するをと夫婦間もられば本訴になります。そうなると夫婦間もらって、前標を秘し,「調停が不調に終われば本訴になります。そうなるとも見いてもります。そのとき,相手方の実家から800万円を出して万円を刊かっておき、このお金をでも返せる状態にしてがけば,相手方にこの800万円とない。」など、E00万円をして、E10年に開設したE10年に対する大阪市 E10年に対する大阪市 E11年に対する大阪市 E1年に対する大阪市 E1年に対する大阪

株式会社Y1代表取締役Z1から、同社の株式会社A2に対する1649万3220円の請負代金請求事件に関し、その訴えの提起及び追行等の法律事務の委任を受けたことに乗じ、保全命令の担保金費用名下に金員を詐取しようと企て、平全の3年7月5日ころ、B1法律事務所において、同人(当時71歳)に対し、保全命令の申立をする意思がないのにこれあるかのように装い、かつ、受領した金員を100円をする意思がないのにその情を秘し、「うまくタイミングを100円であるのにその情を秘し、「うまくタイミングを100円であるのにその情を秘し、「うまくタイミングを100円であるがない。」が終わればなりません。裁判所に供託金として400万円を積みます。」、「裁判を起こすには、裁判所に供託金として400万円を積みます。」、「裁判を起こすには、裁判所に供託金として7円預ける必要があります。裁判が終われば全額返還しますので、私に400万円を付る必要があります。裁判が終われば全額返還しますので、よって、同月6日、奈良県大和郡山市 a3町b3番地のc3所在の当時の株式会社y1銀行d3支店において、Y1事務員B2をして、y1銀行z1支店に開設したB1法律事務的方法とでは、Y1事務員B2をして、y1銀行z1支店に開設したB1法律事務がで対物を交付させた、

第11 (平成14年9月6日付起訴分の第1)

C2から、同人が傷害の被害を被った交通事故に関し、加害者であるD2に対する損害賠償請求、同人が自動車損害賠償責任共済契約を締結していた協同組合に対する共済金の請求及びC2が損害保険契約を締結していた保険会社に対する保険金の請求並びに共済金及び保険金の代理受領等の弁護士業務に従事していたところ、1 平成12年10月23日、s1銀行a1支店に開設した被告人名義の普通預金口座に、D2が自動車損害賠償責任共済契約を締結していたE2農業協同組合の委託を受けたF2農業協同組合連合会からC2に支払われる示談金として4200万円の振込送金を受け、これを同人のため業務上預かり保管中、そのころから同年12月29日ころまでの間、同支店において、ほしいままに、自己の用途に充てるため、同口座から出金して着服し、もって、これを横領した、

2 平成13年2月5日ころ、B1法律事務所において、C2の長女G2からかか

ってきた電話により、C2が損害保険契約を締結していた当時のI2株式会社(現在の「I2) 株式会社」)から上記事故により生じた同人の傷害に対する保険金として同人に対して25678860円が支払われたことを知るや,同人から金員詐取しようと企て,G2を介してC2(当時60歳)に対して,保険金額を増額とせるために同保険会社と交渉する意思も,同人から金員を受領して金員は直ちに返還する意思もないのにこれあるかのように装い,かつ,受領した金員は直ちに返還する意思もないのにこれあるのにその情を秘し,「その金額では低いと思い。この保険金は一旦返してチャラにして,それからちゃんと交渉をします。」、「私の保険金とたくさんの金額の支払いを受けることができると思います。」したら,もっとたくさんの金額の支払いを受けることができると思います。」がい。」などと嘘を言い,同人をして,その旨誤信させ,よって,同月8日,す1銀行 z1 支店において,同人をして,同支店に開設したB1法律事務所弁護士被告人名義の普通預金口座に25678860円を振込送金させ,もって,人を欺いて財物を交付させた,

3 平成13年2月15日, y1銀行z1支店に開設した被告人名義の普通預金口座に, C2が傷害保険契約を締結していたJ2保険会社から同人に支払われる保険金として295万円の振込送金を受け,これを同人のため業務上預かり保管中,そのころ,同支店において,ほしいままに,自己の用途に充てるため,同口座から出金して着服し,もって,これを横領した,

第12(平成14年9月6日付起訴分の第2)

株式会社N2から、宗教法人O2に対する約4800万円の債権の支払請求事件について委任を受け、その弁護士業務に従事していたところ、平成14年2月6日ころ、B1法律事務所において、株式会社N2取締役P2から上記不動寺所有に係る不動産を仮差押えするために供託する担保金費用として現金1000万円の交付を受け、これを株式会社N2のために業務上預かり保管中、そのころ、ほしいままに、自己の用途に充てるため、着服し、もって、これを横領した、第14(平成14年9月27日付起訴分の第1)

Q2からR2に対する賃貸借契約終了に基づく建物収去土地明渡請求事件に関し、その請求、調停申立て、訴えの提起及びその追行等の法律事務の委任を受けたことに乗じ、

1 保全命令の担保金費用等名下に金員を詐取しようと企て、平成12年4月6日 ころ、B1法律事務所において、Q2(当時85歳)に対し、保全命令の申立てを する意思がないのにこれあるかのように装い、かつ、受領した金員は直ちに自己の 用途に費消する意図であるのにその情を秘し、「相手が地上建物の名義を変更する と、手続が延び延びになってしまうので、それをさせないために仮処分をしますか ら、その保証金が要ります。」、「土地の明け渡しを求めて、強制執行をすること

がありますので、その供託金が要ります。」、 「保証金は、300万円かかります し、供託金も300万円かかりますので、600万円くらい要ります。」、「このお金を私に預けて下さい。」などと嘘を言い、Q2をして、その旨誤信させ、よっ て,同月14日,同市p3町q3番地所在の株式会社y2銀行r3支店において, 同人の長男の妻S2をして、s1銀行a1支店に開設した被告人名義の普通預金口 座に600万円を振込送金させ,もって,人を欺いて財物を交付させた 上記事件に関し奈良地方裁判所において請求認容判決の言渡しを受け 上記R2他1名に対する建物収去土地明渡執行事件に関しその法律事務処理事 件の委任を受けたことに乗じ、強制執行費用名下に金員を詐取しようと企て、平成 13年5月24日ころ、同市s3町t3番地のu3所在のQ2方において、同人 (当時87歳)に対し、強制執行の申立てをするにあたり直ちに納める必要はない のにこれあるかのように装い、かつ、受領した金員は直ちに自己の用途に費消する 意図であるのにその情を秘し、「強制執行の費用は200万円から250万円くら いかかるから、その費用を相手から出させましょう。こちらが先に強制執行の手続をすれば、相手がそれを防ごうとして、執行停止をとるために金を積みますから、その金を押さえます。相手にそのようにさせるように誘うために、強制執行の手続をするので、その費用として250万円を預けて欲しい。」などと嘘を言い、Q2 をして、その旨誤信させ、よって、同月25日、y1銀行z1支店において、 をして、同支店に開設したB1法律事務所弁護士被告人名義の普通預金口座に25 0万円を振込送金させ、もって、人を欺いて財物を交付させた、 第15 (平成14年9月27日付起訴分の第2)

V2から,W2所有の土地の取得等について委任を受け,その弁護士業務に従事していたところ,平成12年8月24日ころ,B1法律事務所において,V2から W2所有に係る土地取得資金として現金500万円の交付を受け,これをV2のために業務上預かり保管中,そのころ,ほしいままに,自己の用途に充てるため,着服し,もってこれを横領した,第17(平成14年9月27日付起訴分の第4)

X2株式会社代表取締役Y2から同社がZ2から訴えられた損害賠償請求事件についての訴訟事務の委任を受け、平成12年10月16日に奈良地方裁判所葛城支部において言い渡されたX2がZ2に対して2650万円を支払えとの仮執行宣言付判決に対して大阪高等裁判所に控訴して、その弁護士業務に従事していたところ、Y2が疾病のため同社業務の執行を同人の長男A3に引き継ぎ、同人からと上記、Y2が疾病のため同社業務の執行を同人の長男A3に引き継ぎ、同人からと上記、3年3月29日ころ、奈良県f4市大字a4b4番地所在のX2事務所において、同人(当時37歳)に対し、Z2による上記仮執行宣言に基づく強制執行を限し、同人(当時37歳)に対し、Z2による上記仮執行宣言に基づく強制執行を受けても直ちに自己の用途に費消する意図であるのにその情を秘し、「一審で相手によるり、「それで控訴して今その途中やけど、一審の判決があるのでそれを使って、。」、「それで控訴して今その途中やけど、一審の判決があるのでそれを使って

相手方から会社に対し強制執行されるおそれがあるので、供託金を積んでおけば、強制執行を押さえられる。」、「全額見せ金で積めれば一番良いが、それが無理な ら2割相当額の500万円でよい。」などと嘘を言い、同人をして、 その旨誤信さ せ、よって、同年4月2日、同市内c4町d4番e4号所在の株式会社y1銀行f 4支店において、同人をして、y1銀行z1支店に開設したB1法律事務所弁護士 被告人名義の普通預金口座に500万円を振込送金させ、もって、人を欺いて財物 を交付させた,

第18(平成14年10月28日付起訴分の第1)

B3から、同人の父C3の相続に関し、遺産である不動産の相続を原因とする所有権移転登記手続並びに遺産分割調停申立て及び追行等の依頼を受け、その際、共 同相続人であるB3の姉によって無断で遺産の処分がなされないよう保全するため の法的手続に関して相談を受けたことに乗じ、金員を詐取しようと企て、平成11 年3月12日ころ,B1法律事務所において,B3(当時56歳)に対し, 上記姉 によって遺産の処分がなされないよう保全するための法的手続をする意思はなく, B3から金員の交付を受けてもこれを遺産の処分がなされないよう保全するために 有効に用いる意思がないのにこれあるかのように装い、かつ、同人から交付を受け た金員は直ちに自己の用途に費消する意図であるのにその情を秘し、「お姉さんが 勝手に不動産を処分できないようにしますので、そのために供託金を積んで裁判所の管理下に置けば、勝手に処分することができないのです。」、「300万円を供託金として裁判所に預けますので、この金を私に振り込んで下さい。」、「この金 は、調停が終われば、全額戻りますので、お返しします。」などと嘘を言い、B3をして、その旨誤信させ、よって、同月16日、同市g4h4丁目i4番j4号所在の株式会社y2銀行k4支店において、同人をして、幸福銀行z1支店に開設したが生しる。 た被告人名義の普通預金口座に300万円を振込送金させ,もって,人を欺いて財 物を交付させた,

第19 (平成14年10月28日起訴分の第2)

B3から、同人の母D3の相続に関し、遺産である不動産の相続を原因とする所 有権移転登記手続並びに遺産分割調停申立て及び追行等の依頼を受け、その際、上 記姉によって無断で共同相続人であるB3の弟の相続分の処分がなされないよう保全するための法的手続に関して相談を受けたことに乗じ、金員を詐取しようと企て、平成11年4月26日ころ、B1法律事務所において、B3に対し、上記姉に よって上記弟の相続分の処分がなされないよう保全命令の申立てをする意思も、 の他の保全のための法的手続をする意思もなく、B3から金員の交付を受けてもこ れを遺産の処分がなされないよう保全するために有効に用いる意思がないのにこれ あるかのように装い、かつ、同人から交付を受けた金員は直ちに自己の用途に費消する意図であるのにその情を秘し、「弟さんの相続分は、3分の1ですが、その相 続分の遺産を勝手に処分されないようにするため裁判所に仮処分の申立てをしますから、その供託金として150万円を私に預けて下さい。」、「この金も裁判が終われば、全額戻ってきます。」、「この金は急ぎますから、28日中に現金で持って来て下さい。」などと嘘を言い、同人をして、その旨誤信させ、よって、同月2 8日, B1法律事務所において, 同人から現金150万円の交付を受け, もって, 人を欺いて財物を交付させた,

第20 (平成14年10月28日付起訴分の第3)

E3から、同人がF3から受けた不法行為に基づく損害賠償請求等の法律事務処 理の委任を受け、その弁護士業務に従事していたところ、E3から、株式会社y2 銀行14支店に開設した同人名義の普通預金口座にF3から何らの事前交渉もなく 一方的に130万円が振り込まれたとして同金員を同人へ返還するよう依頼を受 け、平成11年10月25日、B1法律事務所において、E3から現金130万円 の交付を受けてこれを同人のために業務上預かり保管中、そのころ、ほしいまま に、自己の用途に充てるため、着服し、もって、これを横領した、 第21(平成14年10月28日付起訴分の第4)

G3から、同人の父H3の相続が開始したことに関して法律相談を受けたことに 乗じ、金品を詐取しようと企て、平成11年11月上旬ころ、B1法律事務所にお いて、G3(当時27歳)に対し、限定承認の手続として裁判所に相続財産を預託 する必要はなく,同人から金員の交付を受けてもこれを同人のために保全する意思 がないのにこれあるかのように装い、かつ、同人から交付を受けた金員は直ちに自 己の用途に費消する意図であるのにその情を秘し、「すべての遺産が集まった段階 で限定相続の手続に伴って裁判所に6か月間預けなければなりません。」などと嘘 を言い、同人をして、その旨誤信させ、さらに、同人からH3の生命保険金等の支払を受けた旨連絡を受けるや、平成12年2月16日ころ、B1法律事務所において、G3に対し、「全額裁判所に預けるため、一旦私の口座に移し替えますので、しばらく通帳と印鑑をお預かりします。」などと申し向け、よって、即時、同事務所において、同人から、株式会社y2銀行m4支店発行の同人名義の総合貯蓄口座通帳1通(残高1068万7788円)及び「G3」と刻印された印鑑1本の交付を受け、もって、人を欺いて財物を交付させた、第22(平成14年10月28日付起訴分の第5)

I 3から,同人の妻 J 3 との夫婦関係調整及び離婚請求事件についての法律事務処理の委任を受けた際,I 3が同人所有の土地等について J 3の借金の返済に充てられるのではないかと不安を抱いていたことに乗じ,金員を詐取しようと企 同人の I 2 年 6 月 7 日,I 8 1 法律事務所において,I 3 (当時 6 9 歳)に対し,同人が全保全するために供託する制度はないのにこれあるかのように装い,かつ,同人から金員の交付を受けても直ちに自己の用途に費消する意図であるのにそれによい。「職婚に向けて,まず調停の申立てをします。」,「田などの財産は,I 6 日本のためには,I 7 日本の財産は、I 8 日本の大り、I 7 日本の大り、I 7 日本の大り、I 7 日本の大り、I 7 日本の大り、I 8 日本の大り、I 7 日本の大り、I 8 日本の大

(量刑の理由)

本件は、弁護士であった被告人が、自己の借入金返済資金や事務所経費の支払、あるいは依頼者から預かっていた金員の返済資金等欲しさから、他の依頼者をだまして金員を取得し、又は業務上預かっていた金員を横領したという詐欺17件(被害総額1億552万1203円。但し、判示第21の実質的被害を含めると総額1億1620万8991円となる。)及び業務上横領9件(被害総額8378万円)からなる事案である。

また、その犯行の態様も、法律知識に乏しく被告人に全幅の信頼を置くしかなかった被害者らに対し、話術巧みに、被告人に事件処理を任せていれば安心であると伝えた上で、必要性のない保全処分や、法律上ありもしない制度等を説明するなどして、次々と金員をだまし取り、あるいは横領していったものであり、その手口は狡猾、かつ卑劣であって、犯情極めて悪質である。

そもそも弁護士は、依頼者の信頼に基づいて事件処理をし、依頼者の正当な利益 の実現に努めるよう期待された存在であり、そのような職責を担う法律の専門家 が、法的知識を悪用し、依頼者の信頼や期待を裏切って、依頼者をだまして金員を 受け取ったり,その預り金を横領したりするという重大な違法行為を行ったこと は、弁護士法の理念に真っ向から反するものであり、国民の弁護士、ひいては法曹 全体に対する信頼を大きく失墜させたものであって、この点は強く非難されなけれ ばならない。

このような事情に照らすと、被告人の刑責には相当重いものがある。 しかしながら、他方で、被告人は、自己の非を素直に認め、本件各犯行について深く反省するとともに、被害者に対し謝罪の意思を表明していること、また、被告 人は、平成14年2月に検察庁に出頭して自首しており(もっとも、本件について は全部の事実につき自首が成立すると解するが、上記の出頭した当時、被告人は既 に経済的に破綻しており、早晩被害者らの告訴等によって自己の犯行が捜査機関に 発覚すると考えていたし、客観的にもそのような状況にあったのであるから、自首 そのものは、それほど被告人のために酌量すべき事情にはならない。)、その後、 でのものは、それほど被告人のために関重すべる事情にはなりない。 / , このは、同年3月に逮捕された以降も、検察官の取調べに対し、その犯行動機や事件の経過等につき、ありのままを供述しているばかりか、資料等が散逸しないようにした上、それらを弁護人を通じて捜査機関に提出するなど、積極的に捜査に協力しており、その結果、本件の全容がほぼ解明されたこと、そして、被告人の両親が被害弁 償のためその財産を処分するなどして約1億円の金員を作っているが、被告人の刑 事責任の軽減だけを考えれば、同金員を本件起訴された被害者だけに弁償すること もできたのに(もし、そうしていれば、約半分の被害が回復されている。)、そう もできたのに(もし、そうしていれば、約半分の被害が回復されている。)、そ しないで、同人らを含め、担保権を有さない一般の債権者にもその債権額に応じ 案分して弁償したため、上記の被害者に対する被害の回復は約1割にとどまったこ と、本件は、マスコミ等により大きく報道されるとともに、被告人は既にA1弁護 士会から除名処分を受け、また、長年連れ添った妻子とも離別し、経済的にも破産 宣告を受けるなど、自業自得とはいえ、多くのものを一挙に失い、相当の社会的制裁を受けていること、10年以上前の交通事犯による罰金刑しか前科がないこと、 糖尿病を患うなどその健康状態も芳しくないことなど、被告人のために酌むべき事 情も存する。

そこで、以上の諸事情を総合的に考慮すると、被告人に対しては、主文の刑に処 するのが相当であると考えた。

よって, 主文のとおり判決する。

(求刑・懲役10年) 平成15年4月25日 奈良地方裁判所刑事部

> 裁判長裁判官 東尾龍一

裁判官品川しのぶは転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 東尾龍一

裁判官鵜飼万貴子は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 東尾龍 一